

次世代育成支援対策推進法関係の主な決定

◎次世代育成支援対策推進法(平成十五年七月十六日法律第百二十号)

附則

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎新しい少子化対策について(平成18年6月 少子化社会対策会議決定)

2 新たな少子化対策の推進

(1)子育て支援策

Ⅱ 未就学期(小学校入学前まで)

⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討

【資料】

2 新たな少子化対策の推進

(1)子育て支援策

Ⅱ 未就学期(小学校入学前まで)

⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の公表と従業員300人以下の企業の行動計画策定を促進する。また、取組を強化するため次世代法の改正を検討する。